

職員給与規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）に対する給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 機構に常時勤務しない職員については、常勤の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより給与を支給する。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給及び扶養手当とする。
- (2) 諸手当は、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を現金で支払わなければならない。ただし、職員が同意した場合には、給与の全部又は一部を当該職員が指定する金融機関の本人名義口座へ振り込むことにより支払うことができる。

第2章 基本給

(俸給)

第4条 俸給は職員就業規則（平成16年規程第14号、以下「就業規則」という。）に定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(俸給表)

第5条 俸給表は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当

該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）

2 職員の職務の級の分類は、級別標準職務表（別表第3及び第4）による。
（俸給の支給日）

第6条 俸給の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、支給定日はその月の17日（その日が就業規則第12条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2 職員が給与期間中俸給の支給定日以後において採用された場合は、翌月の支給定日に俸給を支給する。

3 職員が退職又は死亡した場合には、その際に俸給を支給する。

4 職員が休職等を命ぜられた場合又は休職等の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の俸給は、次条第3項に規定する日割計算によりこれを支給する。給与期間の初日から引き続いて休職中にある職員が俸給の支給定日後に職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

（俸給の日割計算）

第7条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、昇格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで俸給を支給し、死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

3 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（俸給の半減）

第8条 職員が病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、俸給の半額を減ずる。

（初任給）

第9条 新たに職員となった者の初任給は、その者の学歴に応じて初任給基準表（別表第5）に掲げる職務の級号俸とする。

2 前項の初任給基準表の学歴欄に掲げる学歴をこえる学歴又はその職務について有用な免許、経験等を有する者を新たに職員に採用する場合は、その者の学歴、免許、経験等に応じ、他の職員との均衡を考慮して、同表の初任給欄に掲げる職務の級号俸より上位の職務の級号俸に決定することができる。

（昇格）

第10条 職員が級別資格基準表（別表第6）に掲げる基準に達し、かつ、良好な成績で勤務したときは、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において1年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合には、この限りでない。

3 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となったときは、前2項の規定にかかわらず、特に昇格させることができる。

(降格)

第10条の2 職員の職務遂行能力が著しく低下若しくは不足していると認められるとき、勤労意欲を著しく喪失したと判断される時又は就業規則第39条の懲戒に該当する行為があったときは、1級下位の級に降格させることができる。この場合におけるその者の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第10条の3 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表(別表第6)に定める級別資格基準に従い決定するものとする。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの)にあつては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの)にあつては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 削除

(特別の昇給)

第13条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長が定める日に、第11条の規定に準じて昇給させることができる。

(1) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合

(2) 職員表彰規程(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第6号)第3条の規定により表彰された場合

(3) その他理事長が特に必要があると認める場合

2 前項の規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職9級以上職員」という。）に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職8級職員」という。）にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員にあつては扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を所定の扶養親族届に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

(扶養手当の支給開始及び終了)

第16条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員にあつては扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族た

る配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職 9 級以上職員以外の職員から一般職 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上職員が一般職 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある一般職 8 級職員が一般職 8 級職員及び一般職 9 級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で一般職 9 級以上職員以外のものが一般職 9 級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で一般職 8 級職員及び一般職 9 級以上職員以外のものが一般職 8 級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(扶養手当の支給日)

第17条 扶養手当の支給については、第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 前項の扶養手当の支給については、その支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等の理由により、その日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。

(扶養手当の事後の確認)

第18条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員が第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3章 諸手当

(役職手当)

第19条 役職手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 一般職10級及び9級に在級する職員
- (2) 一般職8級に在級する職員のうち別に定める職員
- (3) 一般職8級に在級する職員（前号に掲げる職員を除く。）
- (4) 一般職7級に在級する職員
- (5) 一般職6級に在級する職員のうち課長及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職3級に在級する職員
- (6) 一般職6級に在級する職員のうち調査役
- (7) 一般職5級に在級する職員のうち課長補佐及びこれに相当する役職を占める職員
- (8) 一般職4級に在級する職員のうち課長補佐及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職2級に在級する職員のうち主幹補佐及びこれに相当する役職を占める職員
- (9) 一般職4級に在級する職員のうち係長及びこれに相当する役職を占める職員
- (10) 一般職3級に在級する職員のうち係長及びこれに相当する役職を占める職員並びに教育職2級に在級する職員のうち主任教員及びこれに相当する役職を占める職員

2 役職手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じた額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 104,200円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 94,000円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 82,200円
- (4) 前項第4号に掲げる職員 77,400円
- (5) 前項第5号に掲げる職員 72,700円
- (6) 前項第6号に掲げる職員 51,900円
- (7) 前項第7号に掲げる職員 39,200円
- (8) 前項第8号に掲げる職員 37,400円
- (9) 前項第9号に掲げる職員 22,100円
- (10) 前項第10号に掲げる職員 17,500円

3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務

しなかった場合（第45条第1項の場合及び職務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合（退職又は死亡した場合を含む。）におけるその月の役職手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。

5 第2項の規定による額が、役員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第2号）第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に106分の100を乗じて得た額から職員が受ける俸給月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当の月額は第2項の規定にかかわらず、その差し引いた額に満たない額とする。

（地域手当）

第20条 地域手当は、別表第7に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給及び役職手当の月額の合計額に、別表第7の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 別表第7に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に勤務する地域が別表第7に掲げる地域に該当しないこととなるときは、異動の円滑を図るため、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（本項第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、当該異動の日の前日に勤務していた地域に勤務するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過するまでの期間 100分の100

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の80

4 新たに職員となった者の地域手当の支給については、採用の事情及び当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合は、前項の規定に準じて地域手当を支給することができる。

(広域異動手当)

第20条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められないと判断される場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 広域異動手当を支給されることとなる職員が、地域手当の支給要件を具備する職員である場合における広域異動手当の支給割合は、本条に掲げる広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、当該広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円をこえる家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第31条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅（第3項に規定する住宅等を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員には、住居手当を支給しない。

(1) 機構の借上宿舎に入居している職員

(2) 国家公務員宿舎等に入居している職員

(3) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（住居の届出）

第22条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式の住居届により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。

（住居届の確認及び住居手当の月額の決定）

第23条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第21条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 前項の規定による確認をするに当たっては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

（住居手当の支給の開始及び終了）

第24条 住居手当の支給は、職員が新たに第21条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第22条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日

を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（住居手当の事後の確認）

第25条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第21条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（通勤手当）

第26条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 自動車等の使用距離（以下この項において「使用距離」という。）が片道5キロ

メートル未満である職員 2,000円

- | | | |
|------|----------------------------------|---------|
| (2) | 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 | 4,200円 |
| (3) | 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 | 7,100円 |
| (4) | 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 10,000円 |
| (5) | 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 12,900円 |
| (6) | 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 15,800円 |
| (7) | 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 18,700円 |
| (8) | 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 21,600円 |
| (9) | 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 24,400円 |
| (10) | 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 26,200円 |
| (11) | 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 28,000円 |
| (12) | 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 29,800円 |
| (13) | 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 31,600円 |
- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、第2項及び前項に掲げる額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第2項に規定する額とし、その1箇月当たりの運賃等相当額が2,000円に満たないときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 事務所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして認められる住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用により通勤時間が30分以上短縮されるもの又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））及び第2項から前項までの規定による額とする。

6 前項の規定は、国家公務員、地方公務員、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）職員、公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）職員又はその他理事長がその都度定める機関の職員であった者（以下「国家公務員等」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして認められる住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用により通勤時間が30分以上短縮されるもの又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

7 この条及び第44条第3項において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

（通勤方法等の届出）

第27条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、所定の様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同条同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合についても同様とする。

（通勤手当の支給開始及び終了）

第28条 通勤手当は、職員に新たに第26条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始する。ただし、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、または死亡した日、職員が第26条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもってその支給を終わる。

3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（通勤手当を支給できない場合）

第29条 第26条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

(通勤手当の事後の確認)

第30条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が第26条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(単身赴任手当)

第31条 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当の事後の確認)

第32条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の常況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(超過勤務手当等)

第33条 職員が休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)

を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
 - (2) 休日における勤務 100分の135 (休日において勤務することを命ぜられた職員が、就業規則第15条による休日勤務の振替を行った場合を除く。)
- 2 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日において勤務することを命ぜられた場合における、その勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第16条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 4 前3項の規定は、第19条第1項第1号から第6号までに規定する職員には適用しない。
- 5 第19条第1項第1号から第6号までに規定する職員のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。その他の職員が正規の勤務時間内の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(端数計算)

第34条 前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第35条 第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び役職手当の月額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額の合計額を当該年度における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第36条 第19条第1項第1号から第6号までに規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第12条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第37条 寒冷地手当は、北海道支部に勤務する職員に対し、別に定める基準により支給する。

(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休暇取得者等の給与)

第39条 職員が介護休暇又は介護に関する部分休業（以下「介護休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇等のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、第47条第2項の規定に準じ、号俸及び俸給月額を調整することができる。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき基本給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（次表(1)に定める職員にあっては、その合計額に俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（次表(2)に定める職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 職制上の段階、職務の級等を考慮する職員

| 職員の区分 | 加算率 |
|----------------------------|---------|
| 一般職8級以上に在級する者 | 100分の20 |
| 一般職7級及び6級に在級する者 | 100分の15 |
| 一般職5級及び4級に在級する者（別に定める者に限る） | 100分の10 |
| 一般職4級及び3級に在級する者（別に定める者に限る） | 100分の5 |
| 教育職3級に在級する者 | 100分の10 |

| | |
|--------------------------|---------|
| 教育職 2 級に在級する者（別に定める者に限る） | 100分の 5 |
|--------------------------|---------|

(2) 管理又は監督の地位にある職員

| 職務の区分 | 割増率 |
|-------------------------------|-----------|
| 第19条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる職員 | 100分の23以内 |
| 第19条第1項第5号及び第6号に掲げる職員 | 100分の14以内 |

(3) 在職期間別支給割合

| 在職期間 | 割合 |
|---------------|----------|
| 6 箇月 | 100分の100 |
| 5 箇月以上 6 箇月未満 | 100分の80 |
| 3 箇月以上 5 箇月未満 | 100分の60 |
| 3 箇月未満 | 100分の30 |

- 3 職員が基準日前 1 箇月以内に退職し、引き続き国家公務員等となった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。
- 4 基準日以前 6 箇月以内の期間において国家公務員等が退職し、引き続き職員となった場合は、国家公務員等として在職した期間を職員として在職した期間に算入し在職期間を算定する。
- 5 前 2 項の規定は、業務の必要上相互了解のもとに行われる計画的な人事交流に該当しない場合は、適用しない。

(勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月でその都度理事長が別に定める日に支給する。また、基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（前条第 2 項の表(1)に定める職員にあっては、その合計額に俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（前条第 2 項の表(2)に定める職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）を基礎として理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表) 勤務期間別支給割合

| 勤務期間 | 割合 |
|------------------|----------|
| 6 箇月 | 100分の100 |
| 5 箇月15日以上 6 箇月未満 | 100分の95 |
| 5 箇月以上 5 箇月15日未満 | 100分の90 |
| 4 箇月15日以上 5 箇月未満 | 100分の80 |
| 4 箇月以上 4 箇月15日未満 | 100分の70 |
| 3 箇月15日以上 4 箇月未満 | 100分の60 |
| 3 箇月以上 3 箇月15日未満 | 100分の50 |

| | |
|------------------|---------|
| 2 箇月15日以上 3 箇月未満 | 100分の40 |
| 2 箇月以上 2 箇月15日未満 | 100分の30 |
| 1 箇月15日以上 2 箇月未満 | 100分の20 |
| 1 箇月以上 1 箇月15日未満 | 100分の15 |
| 15日以上 1 箇月未満 | 100分の10 |
| 15日未満 | 100分の 5 |
| 0 | 0 |

3 前項に規定する勤勉手当の額は、理事長が別に定める支給基準により、その職員の勤務成績等の結果を勘案し、これを増額し、又は減額することができる。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条第3項及び第5項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止め)

第42条 期末手当及び勤勉手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」、「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

(海外で勤務する職員の課税相当額の支給)

第43条 海外で勤務する職員が、在勤国の法令に基づいて給与等に対して租税を課せられた場合は、その租税の額に相当する額以内を機構が支給することができる。

2 前項の支給に関しては、理事長が決定する。

(諸手当の支給定日)

第44条 役職手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給については、第6条及び第7条の規定を準用する。ただし、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、一ヶ月の分を次の月における俸給の支給定日に支給する。

2 職員が就業規則第16条の2第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「就業規則第16条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

3 住居手当及び単身赴任手当の支給については、第6条の規定を準用する。ただし、その支給定日までに住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。

4 通勤手当の支給については、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）に係る最初の月の17日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給し、その他の場合については第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

また、その支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等でその日において支給することができないときは、同日以降において支給することができる。

第4章 休職者の給与

(休職者の給与)

第45条 職員が職務上の傷病又は通勤による傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）の100分の80を支給することができる。ただし、結核性疾患を事由とする休職に限り、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、この期間を超過1年に達するまでは、これに俸給等の100分の60を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、これに俸給等の100分の60以内を支給することができる。

4 就業規則第31条第1項第3号の規定により休職を命ぜられた職員のうち、理事長が特に必要があると認める者については、その休職の期間中、これに俸給等の100分の100以内を支給することができる。

5 第2項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

6 就業規則第31条第1項の規定により休職を命ぜられた職員には、他の規程等に別段の定めがない限り、第1項から第4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(復職時における俸給月額調整)

第46条 休職を命ぜられた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要と認められるときは、別に定めるところにより号俸及び俸給月額を調整することができる。

第5章 育児休業者等の給与

(育児休業者等の給与)

第47条 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより号俸及び俸給月額を調整することができる。

3 職員が育児に関する部分休業又は子の養育に関する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

4 前項に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定め

る。

第6章 補則

(補則)

第48条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、機構の他の細則等に別段の定めのある場合を除いては、一般職給与法及びこれに関連する人事院規則及び給実甲通達等の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給の切替)

2 機構の成立の日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の職員であった者のうち、切替日に引き続き機構の職員に採用された職員（以下「旧法人職員」という。）が切替日に受ける級及び号俸は、第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによる。

(1) 旧法人職員のうち、切替日の前日に日本育英会支部職員給与・退職手当規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（C表）を適用されていた者、財団法人内外学生センター職員給与規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（C表）を適用されていた者及び財団法人関西国際学友会の職員であった者 切替日に従事する職務に対応する別表3又は4に定める級及び切替日の前日に旧法人で受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）

(2) 旧法人職員のうち、切替日の前日に日本育英会支部職員給与・退職手当規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（B表）を適用されていた者及び財団法人内外学生センター職員給与規程第5条第1項の規定により別表第1俸給表（B表）を適用されていた者 切替日に従事する職務に対応する別表3又は4に定める級及び旧俸給月額に103分の100を乗じて得た額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）の号俸

(3) 旧法人職員のうち前2号に掲げる職員以外の職員 切替日に従事する職務に対応する別表3又は4に定める級及び旧俸給月額に106分の100を乗じて得た額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の号俸）の号俸。

(昇給期間の通算の特例)

3 前項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する、切替日以降における最初の第11条第1項及び第2項ただし書の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間を切替日に決定された号俸を受ける期間に通算する。

(昇給の暫定措置)

4 旧法人職員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間、昇給しない。

(暫定措置後の昇給時期)

5 前項の規定を適用した後の最初の昇給時期は、第11条第1項の「12月」とあるのを「24月」、同条第2項の「24月」とあるのを「36月」、「18月」とあるのを「30月」と読み替えて決定される時期とする。

6 削除

7 機構の成立の日の前日に旧法人職員であった者のうち、機構の成立の日の直後に勤務する地域に係る調整手当の支給割合が、機構の成立の前日に旧法人において支給されていた特別都市手当の支給割合に100分の6（第2項第2号に掲げる職員については、100分の3）を加算した割合に達しないこととなるときは、第20条第3項の規定に準じて支給割合を決定することができる。

8 平成30年3月31日までの間、職員（一般職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第8条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下この項及び附則第10項において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第10項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第10項において「俸給月額減額基礎額」という。）
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第2項の表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項表(2)に定める管理又は監督の地位にある

- 職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第2項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第2項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表(3)に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第2項表(1)に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項表(2)の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第41条第2項に規定する理事長が別に定める割合を乗じて得た額）
- (6) 第45条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第45条第1項 前各号に定める額
- イ 第45条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第45条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第45条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第45条第5項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 9 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員と

なった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第33条第1項から第3項、第34条、第38条及び第39条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(臨時特例)

- 11 平成24年7月1日から平成26年6月30日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成18年規程第2号附則第7項の規定による俸給を含み、当該職員が第8条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額(平成18年規程第2号附則第7項の規定による俸給を含む。)をいう。以下この項から第14項までにおいて同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 俸給表 | 職務の級 | 割合 |
|--------|----------|-----------|
| 一般職俸給表 | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
| | 7级以上 | 100分の9.77 |
| 教育職俸給表 | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級 | 100分の7.77 |

- 12 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 第45条第1項から第5項の規定により支給される給与 当該職員に適用される

次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 第45条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第45条第2項 前項及び第2号から第4号までに定める額に同条第2項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第45条第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第45条第4項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第45条第5項 第4号に定める額に同条第2項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額(同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

13 特例期間においては、第33条第1項から第3項、第34条、第38条、第39条第1項及び第47条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに役職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

14 特例期間においては、附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第11項及び第12項第2号から第6号まで並びに第13項の規定の適用については、第11項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から附則第8項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第12項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則第8項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から附則第8項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第8項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第8項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ホ中「第4号」とあるのは「第14項の規定により読み替えられた第4号」と、第13項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第10項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

15 特例期間においては、職員の育児休業等に関する細則(独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第2号)第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「第

35条」とあるのは、「附則第13項(14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(端数計算)

- 16 第11項から第15項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成17年規程第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年9月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第37条及び次項の規定は、平成16年10月29日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成16年10月29日から引き続き東北支部又は東海北陸支部北陸事務所に勤務する職員に対しては、別に定める基準により、寒冷地手当を支給する。

附 則 (平成17年規程第25号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の変更等)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額×

その者の施行日の前日における 施行日の前日におけるその者の属する
俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)

− 職務の級における最高の号俸の額
施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸と
その1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規程により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第11条第2項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は職員給与規程第40条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額と

する。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき俸給、扶養手当、役職手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（第31条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 5 前項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（職務の級の切替）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2つの職務の級が掲げられているときは、職員給与規程別表第3により、そのいずれかの職務の級とする。
（号俸の切替）
- 3 切替日の前日において職員給与規程別表第1及び別表第2の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（別に定める職員にあつては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替）
- 5 切替日の前日において職員給与規程別表第1及び第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額（以下「最高号俸」という。）を受けていた職

員及び附則別表第2に新号俸の定めのない職員の切替日における号俸又は俸給月額
は、理事長が別に定める。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属し
ていた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程
に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替に伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸
給月額が同日において受けていた俸給月額(職員給与規程の一部を改正する規程(独
立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号。以下この項において「一部改正規
程」という。)の施行の日において一部改正規程附則第3項第1号に規定する減額改
定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、
その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこ
ととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額
に相当する額を俸給として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員
を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要がある
と認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、
俸給を支給する。

- 9 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることになった職員について、任用の状況
等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認
められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、
俸給を支給する。

(昇給に関する特例)

- 10 平成22年3月31日までの間における職員給与規程第11条第2項及び第3項の規定
の適用については、同条第2項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とある
のは「2号俸」とし、同条第3項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあ
るのは「2号俸」、「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

- 11 第3項及び第5項の規定により切替日における俸給月額を決定された職員(一般
職俸給表の5級以下及び教育職俸給表2級以下に在級するものに限る。これに準ずる
ものとして別に定める職員を含む。)は、職員給与規程第11条第4項の規定にかかわ
らず、その職員の属する職務の級における最高の号俸の額を超えて、別に定めると
ころにより特別に昇給させることができる。

(地域手当に関する特例措置)

- 12 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事
務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にか
かわらず、100分の13とする。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

| 俸給表 | 旧級 | 新級 |
|--------|-----|-----|
| 一般職俸給表 | 1級 | 1級 |
| | 2級 | |
| | 3級 | 2級 |
| | 4級 | 3級 |
| | 5級 | |
| | 6級 | 4級 |
| | 7級 | 5級 |
| | 8級 | 6級 |
| | 9級 | 7級 |
| | 10級 | 8級 |
| | 11級 | 9級 |
| | | 10級 |
| 教育職俸給表 | 1級 | 1級 |
| | 2級 | 2級 |
| | 3級 | 3級 |
| | 4級 | 4級 |
| | 5級 | 5級 |

附則別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| 旧号俸 | 経過期間 | 旧 級 | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| 1 | 3月未満 | | | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | | 2 | 1 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | | 3 | 1 | 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | | 4 | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 1 | 25 | 5 | 1 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 2 | 26 | 6 | 2 | 10 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 3 | 27 | 7 | 3 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 4 | 28 | 8 | 4 | 12 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 5 | 29 | 9 | 5 | 13 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 6 | 30 | 10 | 6 | 14 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 7 | 31 | 11 | 7 | 15 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 8 | 32 | 12 | 8 | 16 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 3月未満 | 9 | 33 | 13 | 9 | 17 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 3 月以上 6 月未滿 | 10 | 34 | 14 | 10 | 18 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 11 | 35 | 15 | 11 | 19 | 7 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 12 | 36 | 16 | 12 | 20 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 3 月未滿 | 13 | 37 | 17 | 13 | 21 | 9 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 14 | 38 | 18 | 14 | 22 | 10 | 6 | 2 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 15 | 39 | 19 | 15 | 23 | 11 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 16 | 40 | 20 | 16 | 24 | 12 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| 6 | 3 月未滿 | 17 | 41 | 21 | 17 | 25 | 13 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 18 | 42 | 22 | 18 | 26 | 14 | 10 | 6 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 19 | 43 | 23 | 19 | 27 | 15 | 11 | 7 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 20 | 44 | 24 | 20 | 28 | 16 | 12 | 8 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| 7 | 3 月未滿 | 21 | 45 | 25 | 21 | 29 | 17 | 13 | 9 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 22 | 46 | 26 | 22 | 30 | 18 | 14 | 10 | 6 | 2 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 23 | 47 | 27 | 23 | 31 | 19 | 15 | 11 | 7 | 3 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 24 | 48 | 28 | 24 | 32 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 |
| | 12 月以上 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| 8 | 3 月未滿 | 25 | 49 | 29 | 25 | 33 | 21 | 17 | 13 | 9 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 26 | 50 | 30 | 26 | 34 | 22 | 18 | 14 | 10 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 27 | 51 | 31 | 27 | 35 | 23 | 19 | 15 | 11 | 7 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 28 | 52 | 32 | 28 | 36 | 24 | 20 | 16 | 12 | 8 |
| | 12 月以上 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| 9 | 3 月未滿 | 29 | 53 | 33 | 29 | 37 | 25 | 21 | 17 | 13 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 29 | 54 | 34 | 30 | 38 | 26 | 22 | 18 | 14 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 30 | 55 | 35 | 31 | 39 | 27 | 23 | 19 | 15 | 11 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 30 | 56 | 36 | 32 | 40 | 28 | 24 | 20 | 16 | 12 |
| | 12 月以上 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| 10 | 3 月未滿 | 31 | 57 | 37 | 33 | 41 | 29 | 25 | 21 | 17 | 13 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 31 | 58 | 38 | 34 | 42 | 30 | 26 | 22 | 18 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 32 | 59 | 39 | 35 | 43 | 31 | 27 | 23 | 19 | 15 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 32 | 60 | 40 | 36 | 44 | 32 | 28 | 24 | 20 | 16 |
| | 12 月以上 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| 11 | 3 月未滿 | 33 | 61 | 41 | 37 | 45 | 33 | 29 | 25 | 21 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 33 | 62 | 42 | 38 | 46 | 34 | 30 | 26 | 22 | 18 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 33 | 63 | 43 | 39 | 47 | 35 | 31 | 27 | 23 | 19 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 34 | 64 | 44 | 40 | 48 | 36 | 32 | 28 | 24 | 20 |
| | 12 月以上 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| 12 | 3 月未滿 | 34 | 65 | 45 | 41 | 49 | 37 | 33 | 29 | 25 | 21 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 34 | 66 | 46 | 42 | 50 | 38 | 34 | 30 | 26 | 22 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 35 | 67 | 47 | 43 | 51 | 39 | 35 | 31 | 27 | 23 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 35 | 68 | 48 | 44 | 52 | 40 | 36 | 32 | 28 | 24 |
| | 12 月以上 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| 13 | 3 月未滿 | 35 | 69 | 49 | 45 | 53 | 41 | 37 | 33 | 29 | 25 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 36 | 70 | 50 | 46 | 54 | 42 | 38 | 34 | 30 | 26 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 36 | 71 | 51 | 47 | 55 | 43 | 39 | 35 | 31 | 27 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 9月以上12月未満 | 36 | 72 | 52 | 48 | 56 | 44 | 40 | 36 | 32 | 28 |
| | 12月以上 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| 14 | 3月未満 | 37 | 73 | 53 | 49 | 57 | 45 | 41 | 37 | 33 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 37 | 74 | 54 | 49 | 58 | 46 | 42 | 38 | 34 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 37 | 75 | 55 | 50 | 59 | 47 | 43 | 39 | 35 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 37 | 76 | 56 | 50 | 60 | 48 | 44 | 40 | 36 | 32 |
| | 12月以上 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| 15 | 3月未満 | 38 | 77 | 57 | 51 | 61 | 49 | 45 | 41 | 37 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 38 | 78 | 58 | 51 | 62 | 50 | 46 | 42 | 38 | 34 |
| | 6月以上9月未満 | 38 | 79 | 59 | 52 | 63 | 51 | 47 | 43 | 39 | 35 |
| | 9月以上12月未満 | 38 | 80 | 60 | 52 | 64 | 52 | 48 | 44 | 40 | 36 |
| | 12月以上 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | 37 |
| 16 | 3月未満 | 39 | 81 | 61 | 53 | 65 | 53 | 49 | 45 | 41 | |
| | 3月以上6月未満 | 39 | 82 | 62 | 54 | 66 | 54 | 50 | 46 | 42 | |
| | 6月以上9月未満 | 39 | 83 | 63 | 55 | 67 | 55 | 51 | 47 | 43 | |
| | 9月以上12月未満 | 39 | 84 | 64 | 56 | 68 | 56 | 52 | 48 | 44 | |
| | 12月以上 | 40 | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 | |
| 17 | 3月未満 | | 85 | 65 | 57 | 69 | 57 | 53 | 49 | 45 | |
| | 3月以上6月未満 | | 86 | 66 | 57 | 70 | 58 | 54 | 50 | 46 | |
| | 6月以上9月未満 | | 87 | 67 | 58 | 71 | 59 | 55 | 51 | 47 | |
| | 9月以上12月未満 | | 88 | 68 | 58 | 72 | 60 | 56 | 52 | 48 | |
| | 12月以上 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 | |
| 18 | 3月未満 | | 89 | 69 | 59 | 73 | 61 | 57 | 53 | 49 | |
| | 3月以上6月未満 | | 90 | 70 | 59 | 74 | 62 | 58 | 54 | 50 | |
| | 6月以上9月未満 | | 91 | 71 | 60 | 75 | 63 | 59 | 55 | 51 | |
| | 9月以上12月未満 | | 92 | 72 | 60 | 76 | 64 | 60 | 56 | 52 | |
| | 12月以上 | | 93 | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 | 53 | |
| 19 | 3月未満 | | | 73 | 61 | 77 | 65 | 61 | 57 | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 74 | 61 | 78 | 66 | 62 | 58 | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 75 | 61 | 79 | 67 | 63 | 59 | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 76 | 62 | 80 | 68 | 64 | 60 | | |
| | 12月以上 | | | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 | | |
| 20 | 3月未満 | | | 77 | 62 | 81 | 69 | 65 | 61 | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 78 | 62 | 82 | 70 | 66 | 62 | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 79 | 63 | 83 | 71 | 67 | 63 | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 80 | 63 | 84 | 72 | 68 | 64 | | |
| | 12月以上 | | | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 | | |
| 21 | 3月未満 | | | 81 | 63 | 85 | 73 | 69 | 65 | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 82 | 64 | 86 | 74 | 70 | 66 | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 83 | 64 | 87 | 75 | 71 | 67 | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 84 | 64 | 88 | 76 | 72 | 68 | | |
| | 12月以上 | | | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | 69 | | |
| 22 | 3月未満 | | | 85 | 65 | 89 | 77 | 73 | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 86 | 65 | 90 | 78 | 74 | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 87 | 66 | 91 | 79 | 75 | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 88 | 66 | 92 | 80 | 76 | | | |
| | 12月以上 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | 77 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------------|--|--|-----|----|-----|----|--|--|--|--|
| 23 | 3 月未滿 | | | 89 | 67 | 93 | 81 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 90 | 67 | 94 | 82 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 91 | 68 | 95 | 83 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 92 | 68 | 96 | 84 | | | | |
| | 12 月以上 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | | | |
| 24 | 3 月未滿 | | | 93 | 69 | 97 | 85 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 94 | 70 | 98 | 86 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 95 | 71 | 99 | 87 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 96 | 72 | 100 | 88 | | | | |
| | 12 月以上 | | | 97 | 73 | 101 | 89 | | | | |
| 25 | 3 月未滿 | | | 97 | 73 | 101 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 98 | 73 | 102 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 99 | 74 | 103 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 100 | 74 | 104 | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 101 | 75 | 105 | | | | | |
| 26 | 3 月未滿 | | | 101 | 75 | 105 | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 102 | 75 | 106 | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 103 | 76 | 107 | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 104 | 76 | 108 | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 105 | 77 | 109 | | | | | |
| 27 | 3 月未滿 | | | 105 | 77 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 106 | 78 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 107 | 79 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 108 | 80 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 109 | 81 | | | | | | |
| 28 | 3 月未滿 | | | 109 | 81 | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 110 | 82 | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 111 | 83 | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 112 | 84 | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 113 | 85 | | | | | | |
| 29 | 3 月未滿 | | | 113 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 114 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 115 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 116 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 117 | | | | | | | |
| 30 | 3 月未滿 | | | 117 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 118 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 119 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 120 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 121 | | | | | | | |
| 31 | 3 月未滿 | | | 121 | | | | | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | | | 122 | | | | | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | | | 123 | | | | | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | | | 124 | | | | | | | |
| | 12 月以上 | | | 125 | | | | | | | |

ロ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

| 旧号俸 | 経過期間 | 旧 級 | | | | |
|-----|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
| 1 | 3 月未満 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | | 4 | 1 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | | 5 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 3 月未満 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 2 | 6 | 2 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 3 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 4 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 5 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| 3 | 3 月未満 | 5 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 6 | 10 | 6 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 7 | 11 | 7 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 8 | 12 | 8 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 9 | 13 | 9 | 1 | 1 |
| 4 | 3 月未満 | 9 | 13 | 9 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 10 | 14 | 10 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 11 | 15 | 11 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 12 | 16 | 12 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 17 | 13 | 5 | 1 |
| 5 | 3 月未満 | 13 | 17 | 13 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 14 | 18 | 14 | 6 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 15 | 19 | 15 | 7 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 16 | 20 | 16 | 8 | 1 |
| | 12 月以上 | 17 | 21 | 17 | 9 | 1 |
| 6 | 3 月未満 | 17 | 21 | 17 | 9 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 18 | 22 | 18 | 10 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 19 | 23 | 19 | 11 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 20 | 24 | 20 | 12 | 1 |
| | 12 月以上 | 21 | 25 | 21 | 13 | 1 |
| 7 | 3 月未満 | 21 | 25 | 21 | 13 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 22 | 26 | 22 | 14 | 2 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 23 | 27 | 23 | 15 | 3 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 24 | 28 | 24 | 16 | 4 |
| | 12 月以上 | 25 | 29 | 25 | 17 | 5 |
| 8 | 3 月未満 | 25 | 29 | 25 | 17 | 5 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 26 | 30 | 26 | 18 | 6 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 27 | 31 | 27 | 19 | 7 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 28 | 32 | 28 | 20 | 8 |
| | 12 月以上 | 29 | 33 | 29 | 21 | 9 |
| 9 | 3 月未満 | 29 | 33 | 29 | 21 | 9 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 30 | 34 | 30 | 22 | 10 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 31 | 35 | 31 | 23 | 11 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 32 | 36 | 32 | 24 | 12 |
| | 12 月以上 | 33 | 37 | 33 | 25 | 13 |
| 10 | 3 月未満 | 33 | 37 | 33 | 25 | 13 |

| | | | | | | |
|----|--------------|----|----|----|----|----|
| | 3 月以上 6 月未滿 | 34 | 38 | 34 | 26 | 14 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 35 | 39 | 35 | 27 | 15 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 36 | 40 | 36 | 28 | 16 |
| | 12 月以上 | 37 | 41 | 37 | 29 | 17 |
| 11 | 3 月未滿 | 37 | 41 | 37 | 29 | 17 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 38 | 42 | 38 | 30 | 18 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 39 | 43 | 39 | 31 | 19 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 40 | 44 | 40 | 32 | 20 |
| | 12 月以上 | 41 | 45 | 41 | 33 | 21 |
| 12 | 3 月未滿 | 41 | 45 | 41 | 33 | 21 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 42 | 46 | 42 | 34 | 22 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 43 | 47 | 43 | 35 | 23 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 44 | 48 | 44 | 36 | 24 |
| | 12 月以上 | 45 | 49 | 45 | 37 | 25 |
| 13 | 3 月未滿 | 45 | 49 | 45 | 37 | 25 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 46 | 50 | 46 | 38 | 26 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 47 | 51 | 47 | 39 | 27 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 48 | 52 | 48 | 40 | 28 |
| | 12 月以上 | 49 | 53 | 49 | 41 | 29 |
| 14 | 3 月未滿 | 49 | 53 | 49 | 41 | 29 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 50 | 54 | 50 | 42 | 30 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 51 | 55 | 51 | 43 | 31 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 52 | 56 | 52 | 44 | 32 |
| | 12 月以上 | 53 | 57 | 53 | 45 | 33 |
| 15 | 3 月未滿 | 53 | 57 | 53 | 45 | 33 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 54 | 58 | 54 | 46 | 34 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 55 | 59 | 55 | 47 | 35 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 56 | 60 | 56 | 48 | 36 |
| | 12 月以上 | 57 | 61 | 57 | 49 | 37 |
| 16 | 3 月未滿 | 57 | 61 | 57 | 49 | 37 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 58 | 62 | 58 | 50 | 38 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 59 | 63 | 59 | 51 | 39 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 60 | 64 | 60 | 52 | 40 |
| | 12 月以上 | 61 | 65 | 61 | 53 | 41 |
| 17 | 3 月未滿 | 61 | 65 | 61 | 53 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 62 | 66 | 62 | 54 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 63 | 67 | 63 | 55 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 64 | 68 | 64 | 56 | |
| | 12 月以上 | 65 | 69 | 65 | 57 | |
| 18 | 3 月未滿 | 65 | 69 | 65 | 57 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 66 | 70 | 66 | 58 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 67 | 71 | 67 | 59 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 68 | 72 | 68 | 60 | |
| | 12 月以上 | 69 | 73 | 69 | 61 | |
| 19 | 3 月未滿 | 69 | 73 | 69 | 61 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 70 | 74 | 70 | 62 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 71 | 75 | 71 | 63 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 72 | 76 | 72 | 64 | |
| | 12 月以上 | 73 | 77 | 73 | 65 | |

| | | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|-----|----|--|
| 20 | 3 月未滿 | 73 | 77 | 73 | 65 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 74 | 78 | 74 | 66 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 75 | 79 | 75 | 67 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 76 | 80 | 76 | 68 | |
| | 12 月以上 | 77 | 81 | 77 | 69 | |
| 21 | 3 月未滿 | 77 | 81 | 77 | 69 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 78 | 82 | 78 | 70 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 79 | 83 | 79 | 71 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 80 | 84 | 80 | 72 | |
| | 12 月以上 | 81 | 85 | 81 | 73 | |
| 22 | 3 月未滿 | 81 | 85 | 81 | 73 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 82 | 86 | 82 | 74 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 83 | 87 | 83 | 75 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 84 | 88 | 84 | 76 | |
| | 12 月以上 | 85 | 89 | 85 | 77 | |
| 23 | 3 月未滿 | 85 | 89 | 85 | 77 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 86 | 90 | 86 | 78 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 87 | 91 | 87 | 79 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 88 | 92 | 88 | 80 | |
| | 12 月以上 | 89 | 93 | 89 | 81 | |
| 24 | 3 月未滿 | 89 | 93 | 89 | 81 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 90 | 94 | 90 | 82 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 91 | 95 | 91 | 83 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 92 | 96 | 92 | 84 | |
| | 12 月以上 | 93 | 97 | 93 | 85 | |
| 25 | 3 月未滿 | 93 | 97 | 93 | 85 | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 94 | 98 | 94 | 86 | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 95 | 99 | 95 | 87 | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 96 | 100 | 96 | 88 | |
| | 12 月以上 | 97 | 101 | 97 | 89 | |
| 26 | 3 月未滿 | 97 | 101 | 97 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 98 | 102 | 98 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 99 | 103 | 99 | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 100 | 104 | 100 | | |
| | 12 月以上 | 101 | 105 | 101 | | |
| 27 | 3 月未滿 | 101 | 105 | 101 | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 102 | 106 | 101 | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 103 | 107 | 101 | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 104 | 108 | 101 | | |
| | 12 月以上 | 105 | 109 | 101 | | |
| 28 | 3 月未滿 | 105 | 109 | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 106 | 110 | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 107 | 111 | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 108 | 112 | | | |
| | 12 月以上 | 109 | 113 | | | |
| 29 | 3 月未滿 | 109 | 113 | | | |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 110 | 114 | | | |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 111 | 115 | | | |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 112 | 116 | | | |

| | | | | | | |
|----|--------------|-----|-----|--|--|--|
| | 12 月以上 | 113 | 117 | | | |
| 30 | 3 月未満 | 113 | 117 | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 114 | 118 | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 115 | 119 | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 116 | 120 | | | |
| | 12 月以上 | 117 | 121 | | | |
| 31 | 3 月未満 | 117 | 121 | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 118 | 122 | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 119 | 123 | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 120 | 124 | | | |
| | 12 月以上 | 121 | 125 | | | |
| 32 | 3 月未満 | 121 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 122 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 123 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 124 | | | | |
| | 12 月以上 | 125 | | | | |
| 33 | 3 月未満 | 125 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 126 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 127 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 128 | | | | |
| | 12 月以上 | 129 | | | | |
| 34 | 3 月未満 | 129 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 130 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 131 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 132 | | | | |
| | 12 月以上 | 133 | | | | |
| 35 | 3 月未満 | 133 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 134 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 135 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 136 | | | | |
| | 12 月以上 | 137 | | | | |
| 36 | 3 月未満 | 137 | | | | |
| | 3 月以上 6 月未満 | 138 | | | | |
| | 6 月以上 9 月未満 | 139 | | | | |
| | 9 月以上 12 月未満 | 140 | | | | |
| | 12 月以上 | 141 | | | | |

附則別表第 3 旧級が一般職の 11 級である職員の新号俸

| 旧号俸 | 新 級 | |
|-----|--------------|------|
| | 9 級 | 10 級 |
| 1 | 3 月未満 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未満 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 |
| 2 | 3 月未満 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未満 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未満 | 1 |

| | | | |
|----|--------------|----|---|
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 3 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 4 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 5 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 6 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 1 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 1 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 1 | 1 |
| | 12 月以上 | 1 | 1 |
| 7 | 3 月未滿 | 1 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 2 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 3 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 4 | 1 |
| | 12 月以上 | 5 | 1 |
| 8 | 3 月未滿 | 5 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 6 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 7 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 8 | 1 |
| | 12 月以上 | 9 | 1 |
| 9 | 3 月未滿 | 9 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 10 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 11 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 12 | 1 |
| | 12 月以上 | 13 | 1 |
| 10 | 3 月未滿 | 13 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 14 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 15 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 16 | 1 |
| | 12 月以上 | 17 | 1 |
| 11 | 3 月未滿 | 17 | 1 |
| | 3 月以上 6 月未滿 | 18 | 1 |
| | 6 月以上 9 月未滿 | 19 | 1 |
| | 9 月以上 12 月未滿 | 20 | 1 |
| | 12 月以上 | 21 | 1 |

| | | | |
|----|-----------|----|----|
| 12 | 3月未満 | 21 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 22 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 23 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 24 | 4 |
| | 12月以上 | 25 | 5 |
| 13 | 3月未満 | 25 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 26 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 27 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 28 | 8 |
| | 12月以上 | 29 | 9 |
| 14 | 3月未満 | 29 | 9 |
| | 3月以上6月未満 | 30 | 10 |
| | 6月以上9月未満 | 31 | 11 |
| | 9月以上12月未満 | 32 | 12 |
| | 12月以上 | 33 | 13 |
| 15 | 3月未満 | 33 | 13 |
| | 3月以上6月未満 | 34 | 13 |
| | 6月以上9月未満 | 35 | 13 |
| | 9月以上12月未満 | 36 | 14 |
| | 12月以上 | 37 | 14 |

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第14号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第19号）

（施行期日）

- この規程は、平成18年11月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 平成16年4月1日から平成18年3月31日まで第19条第5項中「地域手当」とあるのは「調整手当」と読み替える。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第13号）

（施行期日）

- この規程は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
（地域手当に関する特例措置）
- 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、別表第7における東京都特別区の支給割合に準じる。
（広域異動手当の支給割合の特例）
- 平成20年3月31日までの間においては、第20条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは、「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第14号）

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第21号）

この規程は、平成19年12月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、別表第7の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第4号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（地域手当に関する特例措置）

- 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、別表第7における東京都特別区の支給割合に準じる。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（地域手当に関する特例措置）

- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に神奈川県横浜市に所在する事務所に勤務する職員の地域手当の支給割合は、職員給与規程第20条第2項の規定にかかわらず、別表第7における東京都特別区の支給割合に準じる。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 2 職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「受けていた俸給月額」の次に「（職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第45号。以下この項において「一部改正規程」という。）の施行の日において一部改正規程附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」を加える。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第40条第2項の規定にかかわらず、この規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役

職手当，扶養手当，地域手当，広域異動手当，住居手当及び単身赴任手当（第 31 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に，同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，俸給を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 10 号）抄
(施行期日)

1 この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 16 号）

この規程は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 24 号）

この規程は，平成 22 年 7 月 13 日から施行し，平成 22 年 6 月 30 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成 22 年規程第 33 号）
(施行期日)

1 この規程は，平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

(職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

2 職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「100 分の 99.76」を「100 分の 99.59」に改め，「その差額に相当する額」の次に「(職員給与規程附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては，当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)」を加える。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は，改正後の職員給与規程第 40 条第 2 項及び附則第 8 項の規定にかかわらず，これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から，次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄，職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第 8 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず，かつ，職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 18 年規程第 2 号）附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては，その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受

けるべき俸給，役職手当，扶養手当，地域手当，広域異動手当，住居手当及び単身赴任手当（第31条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に，4月から施行日の属する月の前月までの月数（平成22年4月1日から施行日の前日までの期間において，在職しなかった期間，俸給を支給されなかった期間，減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては，当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|--------|------|-------------|
| 一般職俸給表 | 1級 | 1号俸から93号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から64号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から48号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から32号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から24号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 7級 | 1号俸から4号俸まで |

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|--------|------|-------------|
| 教育職俸給表 | 1級 | 1号俸から84号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から72号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から52号俸まで |

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第1号）抄
（施行期日）

1 この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第3号）
（施行期日）

1 この規程は，平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち，平成22年1月1日において職員給与規程第11条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は，この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第19号）抄
（施行期日）

1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第2号）
（施行期日）

1 この規程は、平成24年3月14日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

（職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、「職員給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「一般職俸給表の適用を受ける職員（その職務の級が6級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後」に改める。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第17号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第3号）
（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、改正後の職員給与規程（第33条に係る部分に限る。）は、平成24年4月1日から適用する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

2 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれか2以上において職員給与規程第11条第1項の規定により昇給した職員及び平成25年4月1日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかにおいて職員給与規程第11条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第30号）

この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第26条、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第5号）
（施行期日等）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替に伴う経過措置)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(平成18年規程第2号附則第7項の規定による俸給を含む。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(一般職俸給表の適用を受ける職員(その職務の級が6級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることになった職員について、任用の状況等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(広域異動手当に関する特例)

- 5 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第20条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当の月額に関する特例)

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間における職員給与規程第31条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第3号)

この規程は、平成28年2月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第12号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第27号)

この規程は、平成28年12月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第33号）

この規程は、平成29年11月15日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第1号）

この規程は、平成30年1月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第11号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第25号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成30年7月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第34号）

この規程は、平成30年12月3日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第7号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第12号）

この規程は、令和元年12月6日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から適用し、改正後の第40条の規定は令和元年12月以降に支給する賞与について適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第1号）

この規程は、令和2年1月6日から施行し、改正後の第35条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第11号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第11号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第1号）

この規程は、令和5年1月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用し、改正後の第21条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第21号）

この規程は、令和5年9月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第23号）

この規程は、令和5年12月4日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1

一般職俸給表

| 職務 の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 号俸 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 162,100 | 208,000 | 240,900 | 271,600 | 295,400 | 323,100 | 365,500 | 410,300 | 459,900 | 523,100 |
| 2 | 163,200 | 209,700 | 242,400 | 273,200 | 297,500 | 325,300 | 368,100 | 412,700 | 463,000 | 526,000 |
| 3 | 164,400 | 211,400 | 243,800 | 274,700 | 299,500 | 327,500 | 370,500 | 415,200 | 466,000 | 529,100 |
| 4 | 165,500 | 212,900 | 245,200 | 276,300 | 301,400 | 329,500 | 372,900 | 417,600 | 469,000 | 532,200 |
| 5 | 166,600 | 214,400 | 246,400 | 277,800 | 303,200 | 331,500 | 374,800 | 419,500 | 472,000 | 535,300 |
| 6 | 167,700 | 216,200 | 248,000 | 279,500 | 305,000 | 333,500 | 377,300 | 421,600 | 475,000 | 537,600 |
| 7 | 168,800 | 217,900 | 249,500 | 281,300 | 306,600 | 335,400 | 379,600 | 423,700 | 478,000 | 540,100 |
| 8 | 169,900 | 219,600 | 250,900 | 283,100 | 308,200 | 337,300 | 382,100 | 425,900 | 481,100 | 542,500 |
| 9 | 170,900 | 221,100 | 252,000 | 284,800 | 309,800 | 339,200 | 384,500 | 427,800 | 483,800 | 544,900 |
| 10 | 172,300 | 222,600 | 253,400 | 286,700 | 312,000 | 341,200 | 387,100 | 429,900 | 486,900 | 546,700 |
| 11 | 173,600 | 224,100 | 254,900 | 288,500 | 314,200 | 343,200 | 389,700 | 432,000 | 489,900 | 548,500 |
| 12 | 174,900 | 225,600 | 256,200 | 290,300 | 316,200 | 345,200 | 392,300 | 433,900 | 493,000 | 550,400 |
| 13 | 176,100 | 226,800 | 257,500 | 292,100 | 318,200 | 347,000 | 394,600 | 435,600 | 495,700 | 552,100 |
| 14 | 177,600 | 228,200 | 258,700 | 293,700 | 320,200 | 349,000 | 396,900 | 437,400 | 498,000 | 553,500 |
| 15 | 179,100 | 229,600 | 259,900 | 295,100 | 322,100 | 350,900 | 399,100 | 439,300 | 500,300 | 554,800 |
| 16 | 180,700 | 231,000 | 261,100 | 296,500 | 324,000 | 352,800 | 401,400 | 441,200 | 502,600 | 555,900 |
| 17 | 181,800 | 232,400 | 262,300 | 298,000 | 325,900 | 354,500 | 403,200 | 443,000 | 504,600 | 557,200 |
| 18 | 183,200 | 234,000 | 263,600 | 300,000 | 327,900 | 356,500 | 405,100 | 444,800 | 506,000 | 558,200 |
| 19 | 184,600 | 235,500 | 264,900 | 302,000 | 329,800 | 358,300 | 407,000 | 446,600 | 507,500 | 559,100 |
| 20 | 186,000 | 236,900 | 266,200 | 303,800 | 331,700 | 360,200 | 408,800 | 448,300 | 508,900 | 560,000 |
| 21 | 187,300 | 238,100 | 267,600 | 305,500 | 333,400 | 362,100 | 410,600 | 450,100 | 510,100 | 560,900 |
| 22 | 189,600 | 239,700 | 269,100 | 307,400 | 335,400 | 364,000 | 412,400 | 451,600 | 511,500 | |
| 23 | 191,800 | 241,200 | 270,700 | 309,300 | 337,400 | 365,900 | 414,200 | 453,000 | 513,000 | |
| 24 | 194,000 | 242,600 | 272,200 | 311,100 | 339,300 | 367,800 | 416,000 | 454,500 | 514,500 | |
| 25 | 196,200 | 243,600 | 273,800 | 312,800 | 340,700 | 369,700 | 417,600 | 455,900 | 515,600 | |
| 26 | 197,900 | 245,100 | 275,500 | 314,800 | 342,600 | 371,600 | 419,100 | 457,200 | 516,700 | |
| 27 | 199,400 | 246,400 | 277,100 | 316,800 | 344,500 | 373,500 | 420,600 | 458,500 | 517,900 | |
| 28 | 200,900 | 247,600 | 278,700 | 318,700 | 346,400 | 375,400 | 422,100 | 459,700 | 519,100 | |
| 29 | 202,400 | 248,700 | 280,300 | 320,400 | 348,000 | 376,900 | 423,600 | 460,700 | 520,100 | |
| 30 | 203,800 | 249,700 | 281,800 | 322,400 | 349,900 | 378,700 | 424,900 | 461,400 | 521,000 | |
| 31 | 205,200 | 250,600 | 283,300 | 324,400 | 351,700 | 380,500 | 426,200 | 462,200 | 521,900 | |
| 32 | 206,600 | 251,500 | 284,800 | 326,400 | 353,500 | 382,100 | 427,400 | 462,900 | 522,800 | |
| 33 | 208,000 | 252,400 | 285,900 | 327,600 | 355,300 | 383,800 | 428,600 | 463,600 | 523,600 | |
| 34 | 209,300 | 253,300 | 287,500 | 329,600 | 357,100 | 385,200 | 429,900 | 464,400 | 524,500 | |
| 35 | 210,600 | 254,100 | 289,000 | 331,500 | 358,800 | 386,600 | 431,200 | 465,100 | 525,200 | |
| 36 | 211,900 | 254,900 | 290,500 | 333,500 | 360,500 | 388,000 | 432,400 | 465,700 | 525,700 | |
| 37 | 213,200 | 255,600 | 291,900 | 335,400 | 361,900 | 389,400 | 433,600 | 466,200 | 526,400 | |
| 38 | 214,400 | 256,700 | 293,500 | 337,300 | 363,200 | 390,600 | 434,400 | 466,800 | 527,000 | |
| 39 | 215,600 | 257,900 | 295,100 | 339,200 | 364,500 | 391,800 | 435,200 | 467,400 | 527,800 | |
| 40 | 216,700 | 259,000 | 296,700 | 341,100 | 365,900 | 392,800 | 436,000 | 468,000 | 528,400 | |
| 41 | 217,800 | 260,200 | 298,200 | 342,900 | 367,000 | 393,900 | 436,600 | 468,500 | 528,900 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 42 | 218,900 | 261,400 | 299,800 | 344,800 | 367,900 | 395,100 | 437,300 | 469,000 | | |
| 43 | 219,900 | 262,500 | 301,300 | 346,600 | 368,900 | 396,200 | 438,000 | 469,400 | | |
| 44 | 220,900 | 263,600 | 302,800 | 348,400 | 370,000 | 397,300 | 438,700 | 469,700 | | |
| 45 | 221,800 | 264,700 | 304,400 | 349,900 | 370,800 | 398,000 | 439,500 | 470,000 | | |
| 46 | 222,700 | 265,800 | 306,000 | 351,300 | 371,700 | 398,700 | 440,300 | | | |
| 47 | 223,600 | 266,900 | 307,600 | 352,700 | 372,600 | 399,400 | 440,700 | | | |
| 48 | 224,500 | 267,900 | 309,100 | 354,200 | 373,400 | 400,100 | 441,400 | | | |
| 49 | 225,400 | 268,900 | 310,000 | 355,700 | 374,200 | 400,700 | 441,900 | | | |
| 50 | 226,300 | 269,900 | 311,500 | 356,500 | 375,000 | 401,300 | 442,300 | | | |
| 51 | 227,200 | 270,900 | 313,000 | 357,500 | 375,800 | 401,800 | 442,700 | | | |
| 52 | 228,100 | 271,800 | 314,600 | 358,500 | 376,500 | 402,200 | 443,100 | | | |
| 53 | 228,900 | 272,700 | 316,200 | 359,400 | 377,200 | 402,600 | 443,500 | | | |
| 54 | 229,800 | 273,600 | 317,800 | 360,500 | 377,900 | 402,900 | 443,900 | | | |
| 55 | 230,700 | 274,500 | 319,300 | 361,400 | 378,600 | 403,200 | 444,300 | | | |
| 56 | 231,500 | 275,400 | 320,800 | 362,400 | 379,300 | 403,500 | 444,600 | | | |
| 57 | 231,800 | 276,300 | 322,200 | 363,300 | 379,800 | 403,800 | 444,900 | | | |
| 58 | 232,600 | 277,200 | 323,400 | 364,000 | 380,400 | 404,100 | 445,300 | | | |
| 59 | 233,300 | 278,100 | 324,500 | 364,700 | 381,000 | 404,400 | 445,600 | | | |
| 60 | 233,900 | 279,000 | 325,600 | 365,300 | 381,700 | 404,700 | 445,900 | | | |
| 61 | 234,500 | 280,000 | 326,300 | 365,700 | 382,100 | 405,000 | 446,200 | | | |
| 62 | 235,200 | 281,000 | 327,200 | 366,300 | 382,800 | 405,300 | | | | |
| 63 | 235,800 | 281,900 | 328,000 | 367,000 | 383,400 | 405,600 | | | | |
| 64 | 236,300 | 282,800 | 328,800 | 367,700 | 384,000 | 405,900 | | | | |
| 65 | 236,800 | 283,300 | 329,600 | 368,000 | 384,400 | 406,200 | | | | |
| 66 | 237,300 | 284,000 | 330,000 | 368,700 | 385,000 | 406,500 | | | | |
| 67 | 237,800 | 284,700 | 330,600 | 369,400 | 385,600 | 406,800 | | | | |
| 68 | 238,400 | 285,600 | 331,300 | 370,000 | 386,200 | 407,100 | | | | |
| 69 | 238,900 | 286,600 | 332,100 | 370,300 | 386,600 | 407,300 | | | | |
| 70 | 239,400 | 287,400 | 332,800 | 370,900 | 387,100 | 407,600 | | | | |
| 71 | 239,900 | 288,200 | 333,500 | 371,600 | 387,600 | 407,900 | | | | |
| 72 | 240,400 | 289,000 | 334,100 | 372,200 | 388,200 | 408,100 | | | | |
| 73 | 240,900 | 289,700 | 334,600 | 372,500 | 388,500 | 408,300 | | | | |
| 74 | 241,400 | 290,200 | 335,200 | 373,100 | 388,900 | 408,600 | | | | |
| 75 | 241,800 | 290,600 | 335,700 | 373,800 | 389,300 | 408,900 | | | | |
| 76 | 242,300 | 291,000 | 336,300 | 374,400 | 389,700 | 409,100 | | | | |
| 77 | 242,800 | 291,200 | 336,600 | 374,800 | 390,000 | 409,300 | | | | |
| 78 | 243,300 | 291,500 | 337,100 | 375,300 | 390,300 | 409,600 | | | | |
| 79 | 243,800 | 291,700 | 337,500 | 375,900 | 390,600 | 409,900 | | | | |
| 80 | 244,300 | 292,000 | 337,900 | 376,400 | 390,800 | 410,100 | | | | |
| 81 | 244,700 | 292,200 | 338,300 | 376,900 | 391,000 | 410,300 | | | | |
| 82 | 245,200 | 292,400 | 338,800 | 377,500 | 391,300 | 410,600 | | | | |
| 83 | 245,600 | 292,700 | 339,300 | 378,000 | 391,600 | 410,900 | | | | |
| 84 | 246,000 | 292,900 | 339,800 | 378,300 | 391,800 | 411,100 | | | | |
| 85 | 246,400 | 293,200 | 340,100 | 378,700 | 392,000 | 411,300 | | | | |
| 86 | 246,800 | 293,500 | 340,500 | 379,200 | 392,300 | | | | | |
| 87 | 247,200 | 293,800 | 341,000 | 379,600 | 392,600 | | | | | |
| 88 | 247,600 | 294,100 | 341,400 | 380,000 | 392,800 | | | | | |
| 89 | 248,000 | 294,400 | 341,700 | 380,400 | 393,000 | | | | | |
| 90 | 248,500 | 294,800 | 342,100 | 380,900 | 393,300 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|--|--|--|
| 91 | 248,800 | 295,100 | 342,600 | 381,300 | 393,600 | | | | | |
| 92 | 249,100 | 295,500 | 343,000 | 381,700 | 393,800 | | | | | |
| 93 | 249,400 | 295,700 | 343,200 | 382,000 | 394,000 | | | | | |
| 94 | | 295,900 | 343,600 | | | | | | | |
| 95 | | 296,200 | 344,100 | | | | | | | |
| 96 | | 296,600 | 344,500 | | | | | | | |
| 97 | | 296,800 | 344,700 | | | | | | | |
| 98 | | 297,100 | 345,100 | | | | | | | |
| 99 | | 297,500 | 345,500 | | | | | | | |
| 100 | | 297,900 | 345,800 | | | | | | | |
| 101 | | 298,100 | 346,100 | | | | | | | |
| 102 | | 298,400 | 346,500 | | | | | | | |
| 103 | | 298,800 | 346,900 | | | | | | | |
| 104 | | 299,100 | 347,300 | | | | | | | |
| 105 | | 299,300 | 347,800 | | | | | | | |
| 106 | | 299,600 | 348,200 | | | | | | | |
| 107 | | 300,000 | 348,600 | | | | | | | |
| 108 | | 300,300 | 349,000 | | | | | | | |
| 109 | | 300,500 | 349,500 | | | | | | | |
| 110 | | 300,900 | 349,900 | | | | | | | |
| 111 | | 301,300 | 350,200 | | | | | | | |
| 112 | | 301,600 | 350,500 | | | | | | | |
| 113 | | 301,800 | 351,000 | | | | | | | |
| 114 | | 302,000 | | | | | | | | |
| 115 | | 302,300 | | | | | | | | |
| 116 | | 302,700 | | | | | | | | |
| 117 | | 302,900 | | | | | | | | |
| 118 | | 303,100 | | | | | | | | |
| 119 | | 303,400 | | | | | | | | |
| 120 | | 303,700 | | | | | | | | |
| 121 | | 304,100 | | | | | | | | |
| 122 | | 304,300 | | | | | | | | |
| 123 | | 304,600 | | | | | | | | |
| 124 | | 304,900 | | | | | | | | |
| 125 | | 305,200 | | | | | | | | |

備考 この表は、別表第2の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

教育職俸給表

| 職務 の級 | 1級 | 2級 | 3級 |
|----------|----------|----------|----------|
| 号俸 | 俸給 月額 | 俸給 月額 | 俸給 月額 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 201,700 | 234,600 | 290,700 |
| 2 | 204,200 | 236,700 | 293,300 |
| 3 | 206,900 | 238,600 | 295,700 |
| 4 | 209,500 | 240,500 | 298,000 |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 5 | 212,300 | 242,400 | 300,300 |
| 6 | 215,100 | 244,100 | 302,600 |
| 7 | 217,900 | 245,700 | 304,900 |
| 8 | 220,700 | 247,300 | 307,100 |
| 9 | 223,500 | 249,300 | 309,200 |
| 10 | 226,000 | 251,600 | 311,700 |
| 11 | 228,600 | 253,900 | 314,100 |
| 12 | 230,900 | 255,900 | 316,500 |
| 13 | 233,100 | 257,900 | 318,700 |
| 14 | 234,700 | 260,200 | 320,700 |
| 15 | 236,400 | 262,400 | 322,700 |
| 16 | 237,900 | 264,600 | 324,400 |
| 17 | 239,600 | 266,700 | 326,600 |
| 18 | 240,900 | 269,500 | 328,800 |
| 19 | 242,100 | 272,300 | 331,000 |
| 20 | 243,300 | 275,000 | 333,200 |
| 21 | 245,000 | 277,600 | 335,100 |
| 22 | 246,800 | 280,200 | 337,600 |
| 23 | 248,600 | 282,700 | 339,900 |
| 24 | 250,300 | 285,100 | 342,500 |
| 25 | 251,900 | 287,500 | 344,900 |
| 26 | 253,700 | 290,000 | 347,400 |
| 27 | 255,600 | 292,400 | 350,000 |
| 28 | 257,400 | 294,900 | 352,600 |
| 29 | 259,000 | 297,300 | 354,900 |
| 30 | 260,600 | 299,400 | 357,200 |
| 31 | 262,200 | 301,400 | 359,400 |
| 32 | 263,800 | 303,400 | 361,600 |
| 33 | 265,400 | 305,200 | 363,800 |
| 34 | 267,000 | 307,300 | 365,500 |
| 35 | 268,500 | 309,400 | 366,900 |
| 36 | 269,800 | 311,300 | 368,300 |
| 37 | 270,800 | 313,100 | 370,000 |
| 38 | 272,200 | 314,700 | 372,100 |
| 39 | 273,600 | 316,200 | 374,100 |
| 40 | 275,000 | 317,600 | 376,100 |
| 41 | 276,300 | 318,800 | 378,100 |
| 42 | 277,400 | 320,700 | 380,000 |
| 43 | 278,300 | 322,300 | 381,800 |
| 44 | 279,100 | 324,300 | 383,600 |
| 45 | 280,000 | 326,000 | 385,100 |
| 46 | 280,800 | 327,900 | 386,800 |
| 47 | 281,400 | 330,000 | 388,600 |
| 48 | 282,100 | 332,000 | 390,500 |
| 49 | 282,800 | 334,000 | 391,400 |
| 50 | 283,300 | 336,100 | 393,100 |
| 51 | 283,700 | 338,100 | 394,700 |
| 52 | 284,200 | 340,100 | 396,300 |
| 53 | 284,700 | 342,100 | 397,300 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 54 | 285,200 | 343,300 | 398,900 |
| 55 | 285,700 | 344,500 | 400,400 |
| 56 | 286,200 | 345,700 | 402,100 |
| 57 | 286,700 | 347,100 | 403,400 |
| 58 | 287,600 | 348,900 | 405,000 |
| 59 | 288,500 | 350,600 | 406,600 |
| 60 | 289,500 | 352,300 | 408,100 |
| 61 | 290,400 | 353,900 | 409,300 |
| 62 | 291,600 | 355,600 | 410,900 |
| 63 | 292,600 | 357,200 | 412,400 |
| 64 | 293,600 | 358,800 | 413,900 |
| 65 | 294,500 | 360,500 | 415,300 |
| 66 | 295,400 | 362,200 | 416,200 |
| 67 | 296,300 | 363,900 | 417,100 |
| 68 | 297,300 | 365,400 | 418,000 |
| 69 | 298,000 | 366,900 | 418,900 |
| 70 | 298,700 | 368,600 | 419,900 |
| 71 | 299,400 | 370,200 | 420,900 |
| 72 | 300,100 | 371,800 | 421,700 |
| 73 | 300,800 | 373,100 | 422,400 |
| 74 | 301,700 | 374,700 | 423,200 |
| 75 | 302,600 | 376,100 | 424,100 |
| 76 | 303,400 | 377,700 | 425,000 |
| 77 | 304,100 | 379,300 | 426,000 |
| 78 | 304,900 | 381,000 | 427,000 |
| 79 | 305,700 | 382,500 | 427,900 |
| 80 | 306,500 | 384,100 | 428,800 |
| 81 | 307,200 | 385,500 | 429,500 |
| 82 | 308,000 | 386,900 | 430,400 |
| 83 | 308,800 | 388,400 | 431,300 |
| 84 | 309,600 | 389,900 | 432,100 |
| 85 | 310,000 | 390,900 | 433,000 |
| 86 | 310,700 | 392,200 | 433,800 |
| 87 | 311,400 | 393,600 | 434,600 |
| 88 | 312,300 | 395,000 | 435,500 |
| 89 | 313,200 | 396,100 | 436,200 |
| 90 | 314,000 | 397,200 | 436,700 |
| 91 | 314,700 | 398,200 | 437,300 |
| 92 | 315,400 | 399,300 | 437,700 |
| 93 | 316,000 | 400,100 | 438,200 |
| 94 | 316,700 | 401,200 | 438,700 |
| 95 | 317,300 | 402,300 | 439,100 |
| 96 | 317,900 | 403,200 | 439,500 |
| 97 | 318,300 | 404,100 | 439,700 |
| 98 | 318,700 | 405,000 | 440,100 |
| 99 | 319,100 | 405,900 | 440,400 |
| 100 | 319,400 | 406,800 | 440,700 |
| 101 | 319,700 | 407,600 | 441,000 |
| 102 | 320,000 | 408,600 | |

| | | | |
|-----|---------|---------|--|
| 103 | 320,300 | 409,600 | |
| 104 | 320,600 | 410,600 | |
| 105 | 321,000 | 411,200 | |
| 106 | 321,500 | 411,900 | |
| 107 | 322,000 | 412,600 | |
| 108 | 322,400 | 413,200 | |
| 109 | 322,800 | 413,700 | |
| 110 | 323,300 | 414,100 | |
| 111 | 323,700 | 414,400 | |
| 112 | 324,200 | 414,700 | |
| 113 | 324,500 | 414,900 | |
| 114 | 325,000 | 415,200 | |
| 115 | 325,400 | 415,500 | |
| 116 | 325,800 | 415,800 | |
| 117 | 326,100 | 416,000 | |
| 118 | 326,500 | 416,300 | |
| 119 | 327,000 | 416,600 | |
| 120 | 327,500 | 416,800 | |
| 121 | 327,700 | 417,000 | |
| 122 | 328,100 | 417,300 | |
| 123 | 328,600 | 417,600 | |
| 124 | 328,900 | 417,800 | |
| 125 | 329,100 | 418,000 | |
| 126 | 329,400 | | |
| 127 | 329,900 | | |
| 128 | 330,300 | | |
| 129 | 330,500 | | |
| 130 | 330,900 | | |
| 131 | 331,400 | | |
| 132 | 331,800 | | |
| 133 | 332,000 | | |
| 134 | 332,400 | | |
| 135 | 332,900 | | |
| 136 | 333,200 | | |
| 137 | 333,500 | | |
| 138 | 333,900 | | |
| 139 | 334,300 | | |
| 140 | 334,700 | | |
| 141 | 335,100 | | |

備考 この表は、日本語教育センターの教員の職務及び研究員の職務に従事する職員に適用する。

別表第3

一般職職員級別標準職務表

| 級 | 標準職務 |
|----|-------------|
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 |

| | |
|-----|--|
| 2級 | 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務主任の職務 |
| 3級 | 困難な業務を処理する主任の職務 係長又は専門職員の職務 |
| 4級 | 困難な業務を分掌する係の長の職務 困難な業務を処理する専門職員の職務 課長補佐又は専門員の職務 |
| 5級 | 困難な業務を分掌する課長補佐又は専門員の職務 困難な業務を分掌する課長補佐及び専門員と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務 |
| 6級 | 課長、主幹又は調査役の職務 課長及び主幹と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務 |
| 7級 | 困難な業務を分掌する課の長の職務 困難な業務を処理する主幹の職務 上記課の長及び主幹と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務 |
| 8級 | 次長の職務 次長と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務 |
| 9級 | 部長の職務 部長と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務 |
| 10級 | 特に重要な業務を所掌する部の長の職務 特に重要な業務を所掌する部の長と職務内容、責任等から同程度の職務と認められる役職の職務 |

別表第4

教育職職員級別標準職務表

| 級 | 標準職務 |
|----|---|
| 1級 | 日本語教育センターの補助教員の職務 研究補助員の職務 |
| 2級 | 日本語教育センターの教員の職務 研究員の職務 |
| 3級 | 相当高度の知識経験を必要とする日本語教育センターの教員の職務 相当高度の知識経験を必要とする研究員の職務 |

別表第5

初任給基準表

| 俸給表の適用区分 | 学歴 | 初任給 |
|-----------------|--------|--------|
| 一般職俸給表の適用を受ける職員 | 大学卒 | 1級27号俸 |
| | 短大卒 | 1級17号俸 |
| | 高校卒 | 1級7号俸 |
| 教育職俸給表の適用を | 博士課程修了 | 2級31号俸 |

| | | |
|-------|--------|--------|
| 受ける職員 | 修士課程修了 | 2級13号俸 |
| | 大学卒 | 1級13号俸 |
| | 短大卒 | 1級3号俸 |

別表第6

級別資格基準表

一般職俸給表

| 学歴 | 職務の級 | | | | | |
|-----|------|-----|----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
| 大学卒 | | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| | 0 | 3 | 7 | 11 | 13 | 15 |
| 短大卒 | | 5.5 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| | 0 | 6 | 10 | 14 | 16 | 18 |
| 高校卒 | | 8 | 4 | 4 | 2 | 2 |
| | 0 | 8 | 12 | 16 | 18 | 20 |

備考 1 職務の級欄に定める上段の数字は、当該職務の級に決定するための1級下位の職務の級における必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 7級以上の資格基準については、別に定める。

教育職俸給表

| 職種 | 学歴 免許等 | 職務の級 | | |
|----|-----------|------|------------|---------|
| | | 1級 | 2級 | 3級 |
| 教員 | 大学卒 | 0 | 1 | 6 7 |
| | 短大卒 | 0 | 3.5 3.5 | 6 10 |

備考 職務の級欄に定める上段の数字は、当該職務の級に決定するための1級下位の職務の級における必要在級年数を、下段の数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

験年数を示す。

別表第7

地域手当支給地域

| 支給地域 | 支給割合 |
|---------|---------|
| 北海道札幌市 | 100分の3 |
| 宮城県仙台市 | 100分の6 |
| 東京都特別区 | 100分の20 |
| 神奈川県横浜市 | 100分の16 |
| 愛知県名古屋市 | 100分の15 |
| 大阪府大阪市 | 100分の16 |
| 広島県広島市 | 100分の10 |
| 福岡県福岡市 | 100分の10 |